

令和6年度第4回あきる野市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和7年2月25日（火）午後7時30分

会場 あきる野市役所5階503会議室

1 開会

2 報告事項

- (1) 令和6年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要について
- (2) 令和7年度あきる野市国民健康保険特別会計予算の概要について
- (3) 令和6年度あきる野市特定健康診査等の実施状況について
- (4) あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- (5) 令和5年度あきる野市国民健康保険の医療費分析について
- (6) その他

3 その他

4 閉会

---

会議録署名委員（2名）

山下 佳成 委員      寺本 雅之 委員

---

出席委員（10名）

会 長	浦 野 治 光 君	会長職務代理者	原 田 ひろこ 君
委 員	松 本 博 恭 君	委 員	木 船 常 康 君
委 員	山 下 佳 成 君	委 員	葉 山 隆 君
委 員	瀬戸岡 俊一郎 君	委 員	寺 本 雅 之 君
委 員	渡 辺 哲 也 君	委 員	吉 田 榮久夫 君

---

事務局

市民部長	坂本 茂美	保険年金課長	小川 亮
健康課長	中村 昌美	徴税課長	木村 亮
国民健康保険係長	市村 正一郎	国民健康保険係主査	小野 政之
健康づくり係主査	吉村 多恵	健康づくり係	高水 真深子

○事務局 皆様、こんばんは。

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

司会を務めさせていただきます国民健康保険係の市村です。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、市民部長の坂本より御挨拶を申し上げます。

○市民部長 改めまして、皆様、こんばんは。

本日は、大変御多用の中、また、お疲れのところ、国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から市政運営に御理解と御協力を賜りまして、感謝申し上げます。

さて、先月の1月28日に開催をいたしました運営協議会におきましては、税率改定について様々な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。最終的に、税率を引き上げる改定についてはやむを得ないという答申をいただいたところではありますけれども、一方では、そもそも国民健康保険というのは国が全ての責任を持ってやるという前提でできたものであるにもかかわらず、都や各自治体に丸投げをしてやらせているという事実をしっかりと認識しないといけないといったような厳しい御意見もいただいたところでございます。

市としましては、前回の会議でお示しさせていただきました税率改定の内容で条例改正を行うこととしまして、現在開催中のあきる野市議会3月定例会議に議案を上程したところでございます。今後、議会で御審議をいただきまして、3月27日の議会最終日で決定する予定となっておりますので、御報告をさせていただきます。

本日の協議会では、令和6年度の補正予算の概要、令和7年度の当初予算の概要、特定健診等の実施状況などにつきまして御報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、事前にお送りしました資料1から資料4、本日机前にお配りさせていただきました令和5年度あきる野市国民健康保険の医療費分析となっております。

資料の不足がございましたらお申しつけください。

それでは、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第6条に基づきまして、会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから令和6年度第4回あきる野市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

欠席のほうですが、3名の委員から欠席の届出がございましたので、報告をいたします。

ただいまの出席委員は10人になります。定足数に達しておりますので、会議を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の議事録署名委員は、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定により、山下委員、寺本委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、発言をする場合につきましては、挙手をもってお願いをいたします。挙手した方を順番に指名をさせていただきますので、指名後に御発言をよろしくお願いいたします。

議事に入る前でございますが、先ほどもございましたが、答申書について御報告をさせていただきます。

12月17日、1月28日の両日、委員の皆様に御審議いただきました諮問事項につきましては、御意見をまとめ、答申書として、去る1月30日に私と職務代理者で中嶋市長へ提出をさせていただきました。答申書の写しにつきましては、既に事務局から皆様に送付していると思います。御確認をしていただいていると思いますが、よろしく願いをいたします。

それでは、次に次第2、報告事項(1)「令和6年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の概要について」と、報告事項(2)「令和7年度あきる野市国民健康保険特別会計予算の概要について」の2件について、関連がありますので、併せて事務局から説明をお願いいたします。

○保険年金課長 お願いします。保険年金課長の小川でございます。

以降、着座にて説明をさせていただきます。失礼いたします。

まず、報告事項(1)「令和6年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の概要について」につきまして、御説明いたします。資料のほうは資料1を御覧ください。

こちらは、2月20日の市議会3月定例会議に上程いたしまして、可決されました補正予算の概要でございます。資料の上段が歳入、下段が歳出となっております。

合計欄の予算総額、補正前の84億5446万1000円に、今回の補正額2478万6000円を追加しまして、合計84億7924万7000円となりました。

まず、下段の歳出のほうを御覧ください。

第2款保険給付費60万円の追加は、医療費の増加によりまして、予算に若干の不足が見込まれることとなりましたので計上するものでございます。また、第7款諸支出金2418万6000円の追加は、主に都支出金の精算に伴う返還金が生じたため、計上するものでございます。

次に、順番が逆になりましたが、上段の歳入のほうを御覧ください。

第3款都支出金60万円の追加は、歳出で追加しました医療費の増と同額を計上するものでございます。続きまして、第5款繰入金2418万6000円のうち、保険基盤安定繰入金797万7000円の追加は、基盤安定負担金の算定結果に基づきまして追加するものです。また、一般会計繰入金1620万9000円の追加は、本補正予算で不足する財源について、国保基金残高の状況等に鑑みまして、一般会計のほうにお願いをして、追加の繰入れを行うものです。

補正予算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、資料2「令和7年度あきる野市国民健康保険特別会計予算の概要」について御説明いたします。

令和7年度の当初予算額は82億2112万円で、前年度比1億2504万1000円の減となっております。

それでは、主な歳入歳出について、歳入の上段のほうから順に概数で御説明させていただきます。

まず、歳入の第1款国民健康保険税は16億700万円程度、前年度比で4600万円余りの増となっております。増要因につきましては、前回会議までで御検討いただいております、税率改定による影響となっております。

次に、第3款都支出金56億9600万円で、前年度比4600万円ほどの減となります。このうち、保険給付費の減に伴う普通交付金の減が2400万円ほどとなっております。

その他の付随した各種都支出金、これらも減項目が多いために、合わせて4600万円の減となりました。

続きまして、歳入第5款の繰入金、合計9億600万円余り、前年度比で1億2300万円の減となっております。

このうち法定外繰入金、括弧書きになっている4億8500万円と、前年度比で3900万円の減となっております。そのほか事務費ですとか人件費の増加に伴う法定内繰入れの増がありまして、一般会計繰入金としましては3700万円の減となっております。

また、基金繰入金、こちらにつきましては基金残高を残すために1300万円余りとしまして、前年度比8700万円の減となっております。

続きまして、下段の歳出、第1款総務費3900万円余りで、前年度比で1500万円ほどの増となっております。これは資格確認書等の更新年となりますために、作成、送付に係る経費が増となるものでございます。

続きまして、第2款保険給付費につきましては、55億9000万円余り、被保険者数の減少等に伴いまして、前年度比で約2400万円の減となっております。

続きまして、第3款国民健康保険事業費納付金は、24億4900万円余り、前年度比1億1500万円ほどの減となっております。こちらは前回でも御説明いたしましたが、東京都の算定に基づきまして、被保険者数の減や1人当たり診療費の微減、この辺りを見込んだ減となっております。

令和7年度当初予算の説明につきましては以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑、御意見のある方はお願いをいたします。補正予算と当初予算の概要でございます。御意見でも構いませんので、何かございますか。

委員。

○委員 令和7年度の会計予算の関係なのですけれども、予備費というのがあるのですけれども、これは主に何に使うものなのですか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 予備費につきましては、例年、この予算で計上したものに若干の緊急な不足が生じた場合などに、その費目に充当して用いるということでございまして、市では一般会計や一部の特別会計で予備費が一定額あるという状況でございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 分かりました。

○会長 ほかにございますでしょうか。委員。

○委員 歳入の1番の保険税なののですけれども、税率改定によってプラスになっているのですけれども、それを除いたならば、被保険者が減っていますよね。それはどのくらい減少した上で増えているという算定になっているのでしょうか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 前回、税率改定前の見込みということでお示ししていた額が14億8000万円ほどということになってございます。純粹に税率が改定する前であると14億8000万円ということになったのですけれども、今回、その減と税率改定を併せて見込むと16億円あまりの税収というような見込みとなっております。もし税率が変わらなければ8000万円ほどの減ということになりますので、被保険者数の減少率は4.5%だったと思いますので、おおむねその率と同等程度の減少が見込まれたと、そういった状況でございます。

○委員 被保険者の減少が4.5%というのは、今回、社会保険のいろいろな話が出ていま

すけれども、それも見た上での4.5%ということでしょうか。

○会長 事務局、どうぞ。

○保険年金課長 前回会議の資料で、こちらは東京都のほうで見込んだ推計値ということになってございますので、令和7年度の見込みですから、社会保険の適用拡大といったものは令和6年10月に一定規模のものがございましたので、その辺りは見込んだの数値と考えてございます。

○委員 分かりました。

○会長 ありがとうございます。

委員。

○委員 資料1の補正予算ですけれども一般会計繰入金が5億2000万円が5億4000万円に上がっていますよね。一般会計から国民健康保険のほうに繰入れるということですよ。これが非常に難しいという話で、なかなかこれを上げることはできないのだという話を前聞いていたのですけれども、こんな簡単に上がるものなのでしょうか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 前回まで御説明させていただきました令和7年度の当初予算としましては、やはり当初予算の編成というときには収入は少なく見積もり、支出については多めに見積もっておくということで、なかなか当初予算は編成が難しいのですけれども、そういった中で当初予算としてはどうしても厳しいといった形と言われていた部分なのですが、今回、3月の補正予算ということで、今年度末で何とかお願いできないかということで財政のほうと調整をさせていただきまして、なんとか1600万円という金額を追加で繰入れをいただけることになった、そういった状況でございます。

○会長 どうぞ。

○委員 これは上限とか、どういうことになるのですか。結局、一般会計から繰入れていただければ、税率を上げないで済むという場合もあると思うのですから、単純に考えれば一般会計から繰入れをたくさんしていただければありがたいというのは基本的にありますよね。その辺のさじ加減がよく分からないのです。

○会長 事務局。

○保険年金課長 これは年度の補正の予算ということなので、基金を取り崩して充てるというのが本来の状況でございました。ただ、そういった中、前回までの税率改定の議論の中で、極力基金を残しつつ、そのほかは税率の引上げで、税率改定で賄っていただくと、そういった状況にある中だったものですから、一般会計のほうと掛け合うというのですかね。基準というのはなかなかないものなのですけれども、前回、令和5年度決算が5億8000万円ぐらいになっている。そういった状況等を踏まえまして、1600万円足して5億4000万円ほどというところで着地するということで、一般会計から繰入れることに了解いただいたというような状況でございます。

○会長 よろしいですか。

市民部長。

○市民部長 国民健康保険に関しましては、国民健康保険税を主な財源として運営費を賄うというところが大前提の部分がございます。先日、被用者保険の代表の方がおっしゃっていましたけれども、一般会計は国民健康保険の方だけではなく、そのほかの方たちの財源の部分もございます。それを当てにして当初予算を組むということは難しい状況だということで、まずは国民健康保険税で財源を賄う、財源を確保するといったところから、今回、税率

改定という形にもなりましたし、国民健康保険基金がまだ潤沢にあったときであれば基金のほうを投入するという形になりますが、補正予算につきましては、令和7年度の当初予算に関して、この運営協議会でもお話をさせていただいておりますので、基金を取り崩すというふうな形ではなく、一般会計からの繰入れをお願いしたということになります。また、当初予算のほうは、そういった形で予算組みをさせていただいているところですので、御理解いただければと思います。

○会長 委員、よろしいでしょうか。

○委員 分かりました。

○会長 委員。

○委員 それは部長が頑張ったからだと思うのですけれども、基本的に、来年も再来年もすけれども、今年は特に所得制限の枠を外す外さないということで政府の方針も変わってきているので、それに伴って、国民健康保険に入る対象になるかならないかというずれはかなりあると思うのです。そのずれはどのくらい市では見ていらっしゃるのですか。人数として。さっき4%とおっしゃっていましたが、それはほぼほぼ予想どおりぐらいの形なのでしょう。そんなに大きくはずれないと見ていらっしゃるのでしょうか。

○会長 事務局、よろしいですか。

○保険年金課長 先ほど言った4.5%程度の減という部分は、令和6年10月の社会保険適用拡大と、やはり大きいのは団塊の世代が後期高齢に移行している。そういった影響から4.5%の減と見込んでいるという状況でございます。

ここで議論されております例えば103万円の壁、106万円の壁とか、その辺りにつきましては詳細がどこまでというところがまだしっかり詰まっていない状況なので、令和8年度以降、数字として影響があり得るのかなとは思いますが、そこは改正された後に実際に働いていらっしゃる方がどういうふうに行動を変えていくのかといった部分もございまして、今議論されている所得制限等の関係の影響はまだ推定できていないという状況でございます。

○会長 続けて委員。

○委員 もう一つ、先ほどおっしゃった社会保険からの代表の方も来られた前回におっしゃっていましたが、我々も社会保険を納めていた側なのです。それでしっかり前の人たちを支えてきたはずなので、今の保険制度は、今の受けている人たちが全部もらうというよりも、世代交代でずっと受けてきているので、この間、社会保険の方がおっしゃったことが100%正しいとは思っていないのです。それ前提でこの予算の中でやれと言われると、何言っているんだというふうになるのですけれども、我々も前世代の人たちを一生懸命支えて、現役世代のときは相当払ってきたと思っているのですけれども、そこは話の前提をもうちょっとずらして、議論から外してほしいなと思うぐらいなのですけれども、そういう意見です。

○会長 御意見でよろしいですか。

何かコメントがあれば。

○保険年金課長 もちろん実際にこうやって赤字繰入れが多くの団体でまだ残っている状況もございまして、一方で、前回、被用者保険代表の方がおっしゃられたように、一般会計からの繰入れはというような様々な意見がございまして、それぞれの意見、しっかりお話を聞いて、正しいというか、それぞれの意見をしっかり踏まえて進めていきたいというふうに考えております。

○委員 よろしく申し上げます。

○会長 ほかに質疑、御意見ございますでしょうか。委員。

○委員 法定外繰入れの話なのですが、当初5億円だったのですが、前年は5億2000万円なのですが、令和7年度は5億円を下回った4億8000万円という形で、一応形にはなっているのですが、5億円を超えて5億2000万円だとか5億4000万円ということに対して、都はどんな評価をするのでしょうか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 東京都のスタンスとしましては、赤字繰入れは極力減らしていきなさいというような方向でおっしゃっているところです。実際に今後、補助金算定等において赤字繰入れの解消状況に応じた数値が盛り込まれるというようなことになっていきますので、評価というか方向性としては、都としては減らしてほしいという中で、今回、当初で4億8500万円と、令和5年度、6年度と比べるとということですが、削減されたことは一定程度評価してもらえないのかなと考えております。

○会長 委員。

○委員 都からの補助金が減るとか、そういうペナルティ的なものというのはないのですか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 都繰入金金の算定においてそういった指標が導入されるということになるので、少額ではあろうかと思えますけれども、繰入れを一定程度達成していかないと若干減らされる部分はあるのかなと見ております。

○委員 分かりました。

○会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、ないようですので次に移りたいと思いますが、よろしいですか。

続きまして、報告事項(3)「令和6年度あきる野市特定健康診査等の実施状況について」、これも事務局から説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 健康課健康づくり係、高水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼させていただきます。

令和6年度あきる野市特定健康診査等の実施状況について報告させていただきます。

資料3を御覧ください。

初めに1ページ目、1「特定健康診査」から報告いたします。

(1)対象者数、令和6年度特定健診の受診券を発行した対象者は、1万2969人で、令和5年度より412人減少しました。

(2)月別受診状況、令和5年度と6年度の月別受診者数、受診率、受診割合を記載しております。令和6年度につきましては、令和7年1月31日現在、国保連合会に健診結果登録済みの人数を記載しております。最終人数は3月に確定する予定です。

令和6年度の健診実施期間は、開始時期を約1か月間早め、5月から10月までの6か月間実施いたしました。

現在確認できている令和6年度の受診者数は、その他健診受診者を含め5880人、受診率は45.34%となっております。

令和5年度と比較しますと、受診率は約1ポイント減少しておりますが、1月末時点の人数で算出しているため、最終的には現在よりも上がる予定です。

次に(3)年齢別受診状況になります。年齢別の受診状況を見ますと、現在確認できてい

る令和6年度の受診率は40歳代が26.81%、50歳代が32.53%、60歳代が49.40%、70歳代が56.35%となっております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。「特定保健指導」の報告をいたします。

今年度の委託業者は、昨年度と異なり、株式会社ベネフィット・ワンとなっております。

(2)の対象者数につきましては、現在も特定保健指導の期間中のため、途中経過の数字ではありませんが、第4クールまでの人数を載せております。

対象者数は386人、参加者数は71人で、参加率が18.39%となっております。今年度は、参加者数の増加を目指し、7クールまでを予定しております。

続きまして、3「受診率向上対策」の報告をいたします。

特定健康診査の受診券等送付時の封筒は、オレンジ色にし、森っこサンちゃんのイラストを載せ、市からの大切なお知らせであることを明記いたしました。

がん検診の受診率向上との相乗効果を狙い、大腸がん・前立腺がんの検診との同時実施を行いました。また、あきる野市の広報紙やホームページにより特定健康診査の周知を実施いたしました。

そのほか、健診期間中をPRするため、健診を実施している医療機関や市内の公共施設等へのポスターの掲示、地域イキイキ元気づくり事業の参加者への受診勧奨などの取組を行いました。

健診未受診者の対策として、8月には全年代の未受診者1万1758人に、9月には受診率の低い40歳から59歳までの未受診者3912人に受診勧奨はがきによる送付をいたしました。

はがきには、受診勧奨の内容とともに、事業主健診や人間ドックを受診された方への結果提出のお願いと電子申請システムを活用した未受診者アンケートも記載いたしました。

健診結果の提出につきましては、1ページ目に記載してありますように、28人の方が御提出していただき、特定健診の結果として国保連合会のシステムへ入力させていただきました。

アンケートにつきましては、この後御報告させていただきますが、127人の方に御回答いただきました。

勧奨はがきの内容から、反応があったことを踏まえ、令和7年度につきましても、引き続き実施していきたいと考えております。

最後に3ページ目を御覧ください。4「特定健診診査アンケート集計結果」について御報告いたします。

こちらは未受診者へ送付したはがきにQRコードを記載し、ロゴフォームを活用したアンケートを実施したものです。

回答者の年齢区分は(1)の円グラフのとおりです。

60歳代が最も多く、次いで70歳代、50歳代となっております。

未受診者の多い40歳代の回答は12%でした。

勧奨はがきの送付については、医療機関が健診結果を入力し、国保連合会へ提出し、国保連合会からの健診結果データを市が受け取るタイミングにずれが生じるため、健診を受診した方にも勧奨はがきが届いてしまうことがあります。

未受診者へのアンケートで今回、回答いただいた79人は受診が終了している方でしたが、未受診の方については、受診しない理由として(3)の棒グラフのとおり「かかりつけ医に定期的に通院しているから」「心配があるときには、医療機関を受診するから」という結果

をいただきました。

受診してみたい健診体制の意見については、次のページの（４）の棒グラフのとおりです。アンケートの結果は、今後の参考にしていく予定です。

以上、「令和６年度あきる野市特定健康診査等の実施状況について」の御報告となります。

○会長 ありがとうございます。

説明が終わりました。質疑、御意見のある方はお願いをいたします。

委員。

○委員 健康診断未受診理由のアンケートについてなのですけれども、その他という意見が２件あったのですけれども、差し支えなければ内容を教えていただきたいのです。

○会長 事務局。

○健康課長 その他の理由のほうなのですけれども、お二人いらっしゃいまして、１点が年に１、２回、自分で指採血で郵送で検査をしているという方と、医療者を信用していないという理由でいただいております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

委員。

○委員 受診率向上対策で、私はたまたま去年、おとし、要検査に至ったのです。対象者になったものですから、電話を受けるのです。いきなり携帯に入ってくるものですから、あまり出たくない場合は出ないので、電話が繋がらないのではないかと思います。もうちょっと工夫しないと、何回電話しても繋がらないですよ。保健指導の電話が通り一遍でやってなかなかうまくいかないのではないかと思いますという実感を一つ持ちました。

あとは、面談で係の人とルピアのところで話を受けたのですけれども、通り一遍の話で、メタボになっていますから気をつけましょうという話だけなのですけれども、保健指導ではない感じがしたのです。人によって違うのでしょうかけれども、もうちょっと目標を持ってきっちり話をしてもらおうというのと、フォローを明確にしないと、次からもう要らないよとなるような指導の仕方だったと感ずるのです。私は８４センチの腹囲が、たまたま測ったら８６センチだったので、メタボの範囲に入って電話が来たのですけれども、多分似たような人がいると思いますけれども、いきなりの電話ではなかなか保健指導につながっていきにくいのではないかなと。業者さんに任せればそれでいいというのではなくて、もうちょっとフォローの中身をお忙しいでしょうけれども少し見られたらどうかなということを感じました。

○会長 ありがとうございます。

今、おおまかに２点だと思えますけれども、何かございますか。改善の余地というか、考え方でしょうかけれども。

健康課長。

○健康課長 直接携帯電話のほうにかかってきて、知らない電話だから出ないというところはあるかと思います。

○委員 こういう時代なので。

○健康課長 詐欺とかいろいろございますので、そういったところは皆さん注意を払っているところかなというところがございます。今後、この番号からこういったお電話がかかりますという、もう少し強調するような形で対応ができればと考えております。

あと、面談の件なのですけれども、メタボになっているから気をつけましょうというのではなくて、もう少しちゃんとした目的を丁寧に御説明させていただいて、今後の指導とい

いますか、改善というところを明確にお伝えできるような形で、業者頼みだけではなくて、調整のほうを図ってまいりたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

工夫をしながら改善をということで、よろしく御検討をお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。委員。

○委員 受診率が令和5年と比べると令和6年はちょっと下がっているのですけれども、下がったことによって、ペナルティーとして都の支出金が減らされるとか、納付金を増やされるとか、そういうペナルティーは特にないのですか。

○会長 ありがとうございます。

事務局、答えられますか。

○保険年金課長 特定健診等の受診状況に関しましては、交付金の算定項目になっております。ただ、減ったとしても東京都全体が減っていれば減少率で上回っているか、下回っているかとか、そういった部分もあろうかと思うのですけれども、保険者努力支援分の交付金の中で、特定健診が他団体と比べてどういう状況にあるかといった部分は算定項目になりますので、他団体を下回るような、他団体よりもぐっと受診率が落ちてしまうと、その分の交付金というのは若干減ってしまうということはございます。

○会長 よろしいでしょうか。

委員。

○委員 令和6年度は5月から始めて、普通の国民健康保険の人たちは本当は9月で終わるのですが、10月まで延ばしてやって、そういう意味では、今までに比べると画期的に受診する期間が増えた。一応途中経過ということなのですけれども、前年度をパーセントで上回ってもらわないと困るといって変な言い方ですけれども、どうなのでしょう。今後まだ増えるということと言ったらあれなのですけれども、それが一つと、特定保健指導が今年は極端に伸びていますが、これはどういう理由ですか。

この2つをお願いします。

○会長 2点でございます。事務局、お願いします。

○事務局 受診期間が延びたことに対して、人数が減っているということですが、こちらは1月末現在の人数でありまして、まだ集計はしておりませんが、国保連合会からのデータがまだ届いておりませんので、何十人かは増える予定ではございます。

もう一つ、保健指導の人数の伸びている理由ですが、ここで前年度と業者さんが替わりまして、送付するパンフレットとかチラシが変更になったことなども考えられますが、どうして伸びたかということにつきましては、業者のほうに詳しく確認をしまして、今後に生かしていきたいと思っております。

○会長 2点目については、これから確認ということですね。

○事務局 はい。

○会長 委員、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。委員。

○委員 このアンケートを見ても分かるように、受診したい患者さんというのは、手軽に受診したい。休日とか夜間でも自分の空いている時間帯に、すいている医療機関でスムーズに健診を受けたいという希望があるからこういうアンケート結果になっていると思うのです。

一方で、受けないという人たちは、確固たる信念を持って受けないから、そういう人たちをこちら側に引っ張ってくるというのはなかなか大変だと思うのです。その方の個人的な生

活環境とかいろいろあるだろうから、そういう人たちはなかなか難しいとは思うのです。受診率向上対策をいろいろ挙げておられて、大変いいアイデアをたくさん挙げておられるなど感銘を受けたのですが、さっき言ったような話を総合的に考えると、僕らが現場でやっていると、すごく後半のほうに集まってくるのです。期限の初期のほうに関しては、まだ2か月あるからもうちょっと後回しでいいやとなってくる。それは当然ですよ。そう思いますよね。だから、後半にかけてすごくぎっちり詰まってくるのです。そうすると、来年もまたあの混んでいる中に行くのかという心理になって、患者さんが遠のく例があるのです。現に今年は、いつも定期的に採血しているからいいですよとおっしゃる患者様も中にはいることは事実なので、そこをうまくばらせさせる。

一つには、前も言ったように誕生月にするとか、委員がおっしゃったように健診期間をだらだら長くさせていって、ある特定の人たちの期間をうまく区切っていって受診させるという以外にないのかなという気がするのです。ただ、それはやはり医師会の先生方との折衝とかそういう中で判断されることなので、あまり勝手なことは言えないのだけれども、受診期間を少し延ばしてあげるといようなことを少し御相談なさったらいいかなと思うのです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

事務局、何か思いというか今聞いた御意見でございますか。

○事務局 例年、10月とか9月とか一番最後の月にかなり受診する方が集中してしまうことは傾向としてございまして、そのために勧奨はがきとかを送っているところではあります。ただ、健診が始まった当初は、委員がおっしゃるように時期がまだ早いからとか、まだ時間があるからというところで、どうしても後ろに倒れてしまう、後ろ倒しとなってしまいうのは否めないところであります。誕生月に受けるといことも、ほかの市町村でやっている市町村はございますけれども、できることをまた医師会とも話をしながら、いろいろ検討しながら実施していきたいと考えております。

○会長 よろしいですか。

どうぞ。

○委員 あくまでも医師会の御意向もあるでしょうから、いろいろ折衝してみて、検討してみてください。

○会長 委員。

○委員 どうしても健康診断を受ける人はぎりぎりに行きがちなのです。もちろん混んでいるからということもありますけれども、去年もこの月なので、1年後の今年もこの月に行かなくちゃという心理状態になるのも間違いないのです。大体1年に1回検査しようということであれば、去年9月に行ったら今年も行こうと。そうすると同じになるので、さっき委員がおっしゃったように誕生月が私もベストかななんて思ったりします。

以上です。

○会長 御意見ありがとうございます。

種々検討していただいて、次に生かしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、次に移りたいと思います。続きまして、報告事項(4)「あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、事務局より説明をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、資料4を御覧ください。

こちらは、国の地方税法施行例の改正に伴う保険税条例の一部改正でございます。

1つ目は、軽減判定基準額の見直しでございます。

低所得者対策としまして、世帯の所得金額により設定された基準に応じまして、均等割額に7割・5割・2割の軽減がされることになっております。今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判定する所得金額の引上げを行うものでございます。

表を御覧いただきまして、5割軽減につきましては、基準額の算定に用いる、被保険者数に乗じる額を、現行の29.5万円から30.5万円に、2割軽減の方につきましては、現行の54.5万円から56万円に見直しを行います。

この見直しによりまして影響を受ける世帯につきましては、今年度の状況から想定した参考となりますが、全体で57世帯ほど、軽減額は123万9000円ほどと見込んでございます。

次に、2番の賦課限度額の引上げでございます。

今回の改正では、医療分に係る賦課限度額が、現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援分が、現行24万円から26万円に引き上げられます。

介護分につきましては据置きとなりまして、3項目の合計では、現行の106万円を109万円に引き上げるものでございます。

また、こちらも参考でございますが、限度額に到達する総所得額の一人世帯でのモデルケースですが、現行がおおむね1114万円だったのに対しまして、改正により1132万円と見込んでございます。対象となる世帯は、113世帯と見込んでおります。

施行日は令和7年4月1日としまして、市議会3月定例会議に上程する予定でございます。

国の地方税法の改正が見込まれることから、現時点では議会上程前の案ではございますが、今回この場でお示しさせていただいたという状況であります。

説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

説明が終わりました。質疑、御意見ございますでしょうか。まだこれから国会の関係もあるのでしょうか。それが通ればという流れでしょうか。その見込みで今、書いているわけですよね。いわゆる調整中ということですかね。今の段階では、今、皆さんにお示ししているのは、国の方向が一応出ているのですけれども、まだ可決前という段階なので、厳密には調整中というような流れでよろしいでしょうか。

○保険年金課長 おっしゃるとおりでございます。現行ではまだ調整中の案でございます。

○会長 そのような資料でございます。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

こういう方向になりそうだということですね。

それでは、御意見がないようでございますので、次に移りたいと思います。続きまして、報告事項(5)「令和5年度あきる野市国民健康保険の医療費分析について」、事務局より説明をお願いいたします。

○保険年金課長 本日お配りさせていただきましたあきる野市国民健康保険の医療費分析、こちらにつきましては毎年、年度最後の運営協議会のほうでお渡ししております医療費分析になります。昨年ものから1年分更新してございますが、3ページの下段を御覧いただきますと、SMR(死因別標準化死亡比)は、国勢調査の前後2年分を加えた5年分ということになりますので、昨年までは平成27年国勢調査の前後2年分だったのですが、今回は令和2年の国勢調査の前後2年分といった形で資料が更新されてございます。

内容につきましては、参考までに御覧いただければというものでございます。

説明につきましては以上です。

○会長 ありがとうございます。

国勢調査の更新分という形になりますけれども、何か御意見ございますでしょうか。

委員。

○委員 年齢別の人口構成を見ますと、あきる野市では70歳以上の高齢者が占める割合が多くなっています。一方、SMR（死因別標準化死亡比）を見ますと、あきる野市では脳内出血とか脳梗塞の割合が多くなっているということと、あと不慮の事故、この辺も多くなっているということは、高齢者が多いからということとして考えておられますか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 今の3ページ下段の脳内出血ですとか不慮の事故、この辺りは東京都内で見ますと特に多摩地域が一番多い状況で、それ以外には江戸川区とか足立区とか下町のほうが数値が高いといった傾向でございます。特に不慮の事故などは、都内は全国的にはすごく少ないほうなのですけれども、やはり多いのは都心部で高齢者の多い地域ということで、23区の下町が不慮の事故が若干多い状況です。

脳内出血につきましては、多摩地域が一番多いという状況でございます。比較的年齢層が高い地域が高い傾向でございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。委員。

○委員 この統計をいつも見て思うのですけれども、先ほどの健康診断でいろいろ参加しましょうと苦勞されている方に、このデータを一緒に添付して出したらどうでしょうか。こういうものが多いよ、健診したらその兆候が見られるよみたいなもの、相手の恐怖心に訴えるというのは結構いい営業の一つなのですけれども、これを出すとやはり健診しようかなという人が増えるのではないかと思うのです。これは一般に出してもいいわけですよ。

一応御提案です。

○会長 データは公表されているものですよ。

○保険年金課長 ホームページにも掲載されているので、皆さん御覧いただける資料でございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。

委員。

○委員 SMRなのですけれども、赤いところが全国よりも多いよということなのですが、特に脳内出血がずば抜けて多いというのは非常に気になるのですけれども、多摩とか地域的なものというのは、周辺もみんなそうなのではないでしょうか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 この部分、数字が突出していたので気になってお調べしていたところなのですが、近隣で言いますと羽村市が210、瑞穂町が218、青梅市が218、福生市が227ということで、突出した数字なのですが、突出し過ぎている部分がございます。

今回、国の統計になってございますが、ベイズ推定という推定方法ということで、分母の非常に少ない地域に対して、単独の市町村にその地域の発生率を分母に加えて算出するような方法が取られております。その関係で、保健所と言いますと西多摩保健所の数値がなぜか

突出して高いです。ほかで言いますと複数の自治体を管轄している保健所というのはあるのですけれども、多摩府中保健所とか南多摩保健所、多摩立川保健所、これらというのはそれぞれの市町村の平均値当たりが保健所単位でのSMRとなつてございますが、西多摩だけ数値の平均にうまく合っていないというのですか、国の統計なので間違いはないと思うのですけれども、突出し過ぎている感がございまして、ベイズ推定の関係と、西多摩保健所がなぜか管轄内の全ての自治体よりも高い数字になっているというのは、数字の算出方法が影響しているのかなんて見ております。

実際、本当に脳内出血がどこまで高いのかという部分についてはなかなか見えないところなのですが、先ほど申し上げました都内、下町のほう、江戸川区とか墨田区辺りと言いますと高くても110から120ぐらいなので、その辺りの数字が普通なのではないかなと。推計方法と保健所の合計の数字が非常に高いところから出ている数字ではないかなと見てございます。

○会長 今のは、調べた結果の事務局なりの分析ということですよ。

委員、どうぞ。

○委員 御存じだと思つたのですけれども、脳梗塞というのは寝ている間に起こる病気です。寝ている間に血圧が下がって、血液が鬱滞して、血液というのは動きが止まると固まるという性質があるので、寝ている間に血液が固まって、それが脳に飛んで脳梗塞。だから、朝起きたときに右手、右足が利かないとか、ろれつが回らないという。寝ている間に起こる病気が脳梗塞。

脳出血の場合は、作業中、活動中が多いわけです。どうしてかということ、活動しているときには血圧が上がるからです。

ベーシックな疾患として、脳動脈瘤とか動静脈奇形とかという先天的な要因が幾つかあって、血圧が高くなってきて、脳出血が起こるといふようなことは言われているのですが、それでも条件を一緒にすると活動時に起こることが多いわけです。だから、日中。ということは、西多摩地域のお年寄り、農作業とか、活動的なのではないかなとも捉えていいかなと思つたのです。

これが高いから、それを何とか防止しようということであれば、例えば血圧をコントロールするとか、そっちに注力するとか、あるいは、それ以外の基礎疾患があるかどうかをそれこそ特定健診のようなもので早めにチェックしておくとかそういうことで、この数字、西多摩の生活状況を表す中では、そんなにネガティブな情報ではないのかなという気もしているのです。

委員、どうですか。

○委員 西多摩全域で多いということもあるので、西多摩医師会と自治体連合とかと相談して、これが本当かどうかということも含めて、撲滅運動ですよ。数字をちょっと是正するだけでもいいのですけれども、全国の2倍ですからちょっと考えられません。本当だったら西多摩を挙げて撲滅運動を具体的に出していかないといけないのではないかなと思います。

○会長 貴重な御意見ありがとうございます。

事務局、何かございますか。

○保険年金課長 16ページに被保険者数に対する高血圧症患者の割合というのが出てございます。70歳代になると男性で40%を超えて、女性も35%近くになっているという形になってございます。

この数字、厚生労働省の全国的な数字からすると、男性でいうと40歳から70歳だとも

う6割近くの方が高血圧だというような統計もございました。そこと比較すると、脳出血一般の原因は血圧というふうに関係が深いというふうな情報なわけですが、そういった情報からすると、16ページの血圧に関してはそこまで差がないのかなという印象も抱きつつ、先ほど委員がおっしゃった農作業とか活動のこともなるほどというふうに伺ったのですが、先ほどの3ページの200という数字については精査が必要かなと考えてございます。

○会長 精査をしていただければ、信憑性の問題で狂ってしまうと困るので、医師会との相談もあると思いますので、その辺は丁寧によりしくお願いしたいなと思っております。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ないようですので、次に移りたいと思います。報告事項、(6)「その他」でございます。何かございますでしょうか。

それでは、ないようでございますので、最後になりますが、次第の3「その他」になります。事務局から何かございますか。

○事務局 事務局からですが、次回の開催につきましては、年度が替わりまして、令和7年8月頃を予定しております。日程を調整の上、また御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

委員の皆さんから何かございますでしょうか。

ないようでございますので、本日は、これもちまして議事を全て終了とさせていただきます。

長時間にわたりまして、大変ありがとうございます。次回もよろしくお願いをいたします。